職員健康管理システム運営事業プロポーザル_質問回答

No.	質問内容	質問資料、該当頁・行	回答	回答日付
1	基本要件として,「管理システムは受託者が用意するシステムサービス上に、松江市専用の環境を構築すること。」とございますが、こちらはサーバーをクラウドベースで管理することは不可という認識でお間違いないでしょうか。	仕様書３頁６行	オンプレミスでの使用を想定していますので、お見込みのとおり、サーバーをクラウドベースで管理することは不可です。	2025/1/22
2	「管理システムは受託者が用意するシステムサービス上に、松江市専用の環境を構築すること。」とございますが、「受託者」は正しくは「委託者」でしょうか？ ※同仕様書の6.1に「ハードウェアは本市が提供するものとし」との記載がございましたので念のため確認させていただきたく存じます。	職員健康管理システム運営事業業務委託仕様書 P.3　2.1（１）	「受託者」は正しくは「委託者」でした。ここでいうシステムサービスとは松江市が準備する仮想基盤を指します。大変失礼しました。	2025/2/3
3	「庁内サーバ室に設置された仮想化基盤上に仮想サーバを構築し、その上で管理システムを稼働させる。」とございますが、サーバOSとしてWindowsServer2019以降をご用意いただくことは可能でしょうか？ ご用意いただいた場合、当該サーバOSにかかる費用は委託者側もしくは受託者側のどちらの負担になりますでしょうか？ もし受託者側の負担となる場合、その費用をご教示いただくことは可能でしょうか？	職員健康管理システム運営事業業務委託仕様書 P.8　6.1（１）	サーバOSとしてWindowsServer2019以降を用意することは不可能となります。 委託者側が構築した仮想環境上にシステムを構築する際、必要となるサーバOSの調達および費用負担は、すべて受託者側の負担となります。	2025/2/3
4	職員専用ページに職員がアクセスする際は、松江市本庁者及び外部施設等に設置してある業務端末からのみとなりますでしょうか。 その場合、端末は庁内のネットワーク内にすべて配置されておりますでしょうか。	（資料）職員健康管理システム運営事業業務委託機能要求書.pdf 項番　97～115	職員は内部情報系のシステムからアクセスすることとなります。	2025/2/3
5	「自動判定済みの受診者」の自動判定とは何を判定するのでしょうか。 一般健康診断から推測すると、再検査などある一定の基準に達している人を判定する機能のことを指しているのでしょうか。	職員健康管理システム運営事業所業務委託機能要求書 項番２４、２５	自動判定とは健診結果の各項目を人間ドック学会もしくは市独自の判定基準によって、異常なし、経過観察、要精密検査等に判定するものです。	2025/2/3
6	面談種別を制限なくとは、どういう意味になるのでしょうか。 複数の面談種別があり、その面談の中に複数の面談が含まれている場合、その面談記録のタグとして登録するということでしょうか。 機能の内容と、運用上の利用方法についてご教授のほどよろしくお願いします。	職員健康管理システム運営事業所業務委託機能要求書 項番７５	面談種別を松江市が実施している産業医面談、保健師面談、リワーク相談、栄養相談などの事業別に追加登録ができるという事です。 面談種別ごとにそれぞれの面談対象者を紐づけして運用することを想定しています。	2025/2/3
7	「記録の開示許可」とは、誰が誰に対して行うものか、ユースケースを教えてください。	職員健康管理システム運営事業所業務委託機能要求書 項番８４	例えば産業医が面談した結果、就業時間の制限等の措置が必要との意見書が出た場合、その閲覧権限を所属長に設定できるようにするというケースが想定されます。	2025/2/3

8	「残業時間」とあるが、各職員の残業時間の登録はどのようにする想定でしょうか。 取込予定のCSVファイルにその項目があるのでしょうか。 加えて、残業時間のシステムへの取込は、年単位なのか、月単位なのか、頻度を教えてください。	職員健康管理システム運営事業所業務委託機能要求書 項番８５	残業時間を管理しているシステムから職員別にCSVデータで抽出したものを毎月取り込む予定です。	2025/2/3
9	就業判定とはどのような判定でしょうか。内容を教えてください。 また、その判定はどのようなタイミングで行うのか教えてください。	職員健康管理システム運営事業所業務委託機能要求書 項番８８	健診実施機関から健診結果の報告を受けてから１か月以内に、産業医が、その結果を見てどの就業区分（通常勤務・就業制限・要休養）に該当するかを判断するものです。	2025/2/3
10	保守体制について、FAXでの対応は必須でしょうか。スムーズな返答のため、FAXでの対応はしない想定です。	職員健康管理システム業務委託仕様書 第３.３.３項（４）	FAXでの対応は必須ではありません。 電話やメール等のやりとりが可能です。	2025/2/3
11	電話相談について、松江市本庁舎及び外部施設等に所属する職員の月の問合せ件数は何件で想定すればよいでしょうか。閑散期、繁忙期で想定件数が分かれば教えてください。	職員健康管理システム業務委託仕様書 第３.３.３項（４）	事業者様への問い合わせは、職員が個々に問い合わせするのではなく、管理者側の職員のみが行います。 システム導入時期（４～7月）、ストレスチェック実施時期（8月）は問い合わせ件数が増える可能性があります。通常にシステム稼働後、上記以外の時期であれば、月に10件程度だと想定しています。	2025/2/3